

### 指名停止措置の概要

#### 1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町 1547 OTAスクエアビル 7F	00-8420

#### 2 指名停止措置期間

令和7年12月18日から令和8年3月17日まで（3か月）

#### 3 指名停止措置の範囲

さくら市が発注する工事等

#### 4 事実概要

上記の者は、営業部長が群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年7月9日、さいたま地検に同罪で起訴された。

#### 5 指名停止措置理由

使用人が公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕されたことは、さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2第6号口に該当するため。

[さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号]

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合)	
6 次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 5箇月以上 18箇月以内 3箇月以上 12箇月以内

#### 本件問い合わせ先

さくら市 総合政策部 財政課 財産管理係  
さくら市氏家2771  
電話：028-681-1122